

**実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」**

実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（平成 25 年 12 月 25 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p><b>実務対応報告第 30 号</b> <b>「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」</b></p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 12 月 25 日 <u>改正平成 27 年 3 月 26 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p><b>実務対応報告第 30 号</b> <b>「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」</b></p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 12 月 25 日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>開示等</b></p> <p>17. 第 8 項(1)又は第 14 項(1)において計上された自己株式については、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含める。また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含める。</p> <p>なお、1 株当たり情報に関する注記を記載する場合には、第 8 項(1)又は第 14 項(1)において計上された自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。</p>	<p><b>開示等</b></p> <p>17. 第 8 項(1)又は第 14 項(1)において計上された自己株式については、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含める。また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含める。</p> <p>なお、1 株当たり情報に関する注記において、第 8 項(1)又は第 14 項(1)において計上された自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。</p>
<p>18. <u>第 3 項又は第 4 項の取引を行っており、かつ、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項、並びに配当に関する事項を記載する場合（企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 9 項(1)②及び④並びに(2)）には、当該事項に併せて以下を注記する。</u></p> <p>(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数</p> <p>(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数</p> <p>(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当</p>	<p>18. 第 3 項又は第 4 項の取引を行っている場合、各期において、以下を株主資本等変動計算書に注記する。</p> <p>(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数</p> <p>(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数</p> <p>(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額</p>

改正後	改正前
金額	
<b>適用時期等</b> 19. <u>平成 25 年公表の本実務対応報告は、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、平成 25 年公表の本実務対応報告公表後最初に終了する事業年度の期首又は四半期会計期間の期首から適用することができる。</u>	<b>適用時期等</b> 19. 本実務対応報告は、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、本実務対応報告公表後最初に終了する事業年度の期首又は四半期会計期間の期首から適用することができる。
20. なお、 <u>平成 25 年公表の本実務対応報告の適用初年度の期首（平成 25 年公表の本実務対応報告公表後最初に終了する四半期会計期間の期首から適用した場合は当該四半期会計期間の期首）より前に締結された信託契約に係る会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することができる。この場合、各期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、以下を注記する。なお、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記の内容が同一となる場合には、個別財務諸表の注記は、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる。</u> （以下、省略）	20. なお、本実務対応報告の適用初年度の期首（本実務対応報告公表後最初に終了する四半期会計期間の期首から適用した場合は当該四半期会計期間の期首）より前に締結された信託契約に係る会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することができる。この場合、各期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、以下を注記する。なお、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記の内容が同一となる場合には、個別財務諸表の注記は、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる。 （以下、省略）
<u>20-2. 平成 27 年改正の本実務対応報告は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。</u>	（新 設）
<b>議 決</b> 21. <u>平成 25 年公表の本実務対応報告は、第 278 回企業会計基準委員会に出席した委員 14 名全員の賛成により承認された。</u>	<b>議 決</b> 21. 本実務対応報告は、第 278 回企業会計基準委員会に出席した委員 14 名全員の賛成により承認された。
<u>21-2. 平成 27 年改正の本実務対応報告は、第 308 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。</u>	（新 設）
<b>結論の背景 経 緯</b>	<b>結論の背景 経 緯</b>

改正後	改正前
<p>23. その後、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引等が行われるようになったことに伴い会計処理にばらつきがみられるようになり、平成 24 年 11 月の第 255 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、当該取引に関する会計処理及び開示を新規の審議テーマとして採り上げることの提言がなされた。これを踏まえ、当委員会では、当該取引に関する会計処理及び開示の審議を行い、平成 25 年 7 月 2 日に公開草案を公表して広く意見を求めた。平成 25 年公表の本実務対応報告は公開草案に対して一般から寄せられた意見を踏まえてさらに検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>	<p>23. その後、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引等が行われるようになったことに伴い会計処理にばらつきがみられるようになり、平成 24 年 11 月の第 255 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、当該取引に関する会計処理及び開示を新規の審議テーマとして採り上げることの提言がなされた。これを踏まえ、当委員会では、当該取引に関する会計処理及び開示の審議を行い、平成 25 年 7 月 2 日に公開草案を公表して広く意見を求めた。本実務対応報告は公開草案に対して一般から寄せられた意見を踏まえてさらに検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>
<p><u>24-2. 平成 27 年改正の本実務対応報告では、平成 26 年 3 月 26 日に単体開示の簡素化を図るため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 26 年内閣府令第 19 号）が施行され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）等が改正されたことに伴い、個別財務諸表における 1 株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記の取扱い（第 17 項及び第 18 項参照）を明らかにした。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>範 囲</b> 26. 平成 25 年公表の本実務対応報告の公開草案に寄せられたコメントの中には、役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引や従業員等に信託を通じて親会社の株式を交付する取引など第 3 項及び第 4 項の取引以外の取引についても取扱いを示すべきとの意見があった。しかしながら、本実務対応報告は、第 23 項に記載しているとおりに現状における実務のばらつきを縮小することの要請から開発したものであるため、現在行われている典型的な取引を対象としており、公開草案において提案した本実務対応報告の対象範囲を第 3 項及び第 4 項の取引以外の取引にまで広げることが行わないこととした。なお、本実務対応報告で取扱っていない取引については、内容に応じて、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。また、今後の実務の状況により、</p>	<p><b>範 囲</b> 26. 本実務対応報告の公開草案に寄せられたコメントの中には、役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引や従業員等に信託を通じて親会社の株式を交付する取引など第 3 項及び第 4 項の取引以外の取引についても取扱いを示すべきとの意見があった。しかしながら、本実務対応報告は、第 23 項に記載しているとおりに現状における実務のばらつきを縮小することの要請から開発したものであるため、現在行われている典型的な取引を対象としており、公開草案において提案した本実務対応報告の対象範囲を第 3 項及び第 4 項の取引以外の取引にまで広げることが行わないこととした。なお、本実務対応報告で取扱っていない取引については、内容に応じて、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。また、今後の実務の状況により、必要に応じて、別</p>

改正後	改正前
必要に応じて、別途の対応を図ることも考えられる。	途の対応を図ることも考えられる。
<p><b>会計処理</b>  <b>従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</b>  <b>個別財務諸表における処理</b>  <b>期末における総額法等の会計処理</b></p> <p>37. 平成 25 年公表の本実務対応報告の公開草案に寄せられたコメントの中には、総額法の適用において、企業と信託の間で発生した取引等を相殺して表示すべきか否かについて定めを設けるべきという意見があった。これについては、本実務対応報告において必ずしも会社と信託を一体と捉えている訳ではないことを踏まえ、企業が信託に支払った配当金等の企業と信託との間の取引は相殺消去を行わないものとした。</p>	<p><b>会計処理</b>  <b>従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</b>  <b>個別財務諸表における処理</b>  <b>期末における総額法等の会計処理</b></p> <p>37. 本実務対応報告の公開草案に寄せられたコメントの中には、総額法の適用において、企業と信託の間で発生した取引等を相殺して表示すべきか否かについて定めを設けるべきという意見があった。これについては、本実務対応報告において必ずしも会社と信託を一体と捉えている訳ではないことを踏まえ、企業が信託に支払った配当金等の企業と信託との間の取引は相殺消去を行わないものとした。</p>
<p><b>受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</b>  <b>個別財務諸表における処理</b>  <b>従業員へのポイントの割当等に関する会計処理</b></p> <p>59. また、平成 25 年公表の本実務対応報告の公開草案に寄せられたコメントの中には、信託が保有する株式に対する企業からの配当金を原資として、信託にて企業の株式を取得する場合の具体的な処理について明示することを求めるものがあった。この点については、「株式取得時は企業からの拠出金により取得した株式と同様に処理し、信託終了時に第 14 項(2)により計上される負債を精算する方法」、「信託における配当金の受取りなどにより生じた余剰金で取得した株式の金額を、当該期のポイントに関する費用から控除する方法」及び「信託における配当金の受取りなどにより生じた余剰金で取得した株式について、ポイントに関する費用を算定するための基礎となる株価を零と考える</p>	<p><b>受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</b>  <b>個別財務諸表における処理</b>  <b>従業員へのポイントの割当等に関する会計処理</b></p> <p>59. また、本実務対応報告の公開草案に寄せられたコメントの中には、信託が保有する株式に対する企業からの配当金を原資として、信託にて企業の株式を取得する場合の具体的な処理について明示することを求めるものがあった。この点については、「株式取得時は企業からの拠出金により取得した株式と同様に処理し、信託終了時に第 14 項(2)により計上される負債を精算する方法」、「信託における配当金の受取りなどにより生じた余剰金で取得した株式の金額を、当該期のポイントに関する費用から控除する方法」及び「信託における配当金の受取りなどにより生じた余剰金で取得した株式について、ポイントに関する費用を算定するための基礎となる株価を零と考える方法」が検討さ</p>

改正後	改正前
<p>方法」が検討された。 (以下、省略)</p>	<p>れた。 (以下、省略)</p>
<p><b>開示等</b></p> <p>65. また、信託の保有する株式は通常の自己株式と異なる性質を有することから、信託が保有する株式を控除対象とする自己株式に含めている旨を注記するとともに、これを控除しないとした場合の 1 株当たり情報を算定することができるように、自己株式に含めた信託の保有する期末の株式数、帳簿価額及び 1 株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に含めた信託の保有する株式の期中平均株式数を注記することとした。</p>	<p><b>開示等</b></p> <p>65. なお、信託の保有する株式は通常の自己株式と異なる性質を有することから、信託が保有する株式を控除対象とする自己株式に含めている旨を注記するとともに、これを控除しないとした場合の 1 株当たり情報を算定することができるように、自己株式に含めた信託の保有する期末の株式数、帳簿価額及び 1 株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に含めた信託の保有する株式の期中平均株式数を注記することとした。</p>
<p>65-2. <u>前項に関連し、平成 26 年 3 月に改正された財務諸表等規則において、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、1 株当たり当期純損益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額に関する注記並びに自己株式に関する注記を記載することを要しない(財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 3 項、第 95 条の 5 の 3 第 4 項及び第 107 条第 2 項)とされたことから、個別財務諸表における 1 株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記の取扱い(第 17 項及び第 18 項参照)について開示の要否が明確でないという意見が聞かれた。</u></p> <p><u>この財務諸表等規則の改正を踏まえ、1 株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されない中で、第 17 項に定めた注記及び第 18 項に定めた注記のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするため、平成 27 年改正の本実務対応報告では、1 株当たり情報に関する注記を記載する場合には第 17 項に定めた注記を、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項、並びに配当に関する事項を記載する場合には第 18 項に定めた注記を記載することとした。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>67. なお、平成 25 年公表の本実務対応報告の公開草案に対して寄せられたコメントの中には、本実務対応報告に定めている取引の概要の注記に関して、注記が必要とされる項目を列挙すべきとの意見があった。この点については、検討の結果、本実務対応報告の対象とする取引には多様なスキームが想定されることから、一律に詳細な注記事項を定めることは適切ではないと考えられ、注記が必要とされる項目の列挙は行わないこととした。</p>	<p>67. なお、本実務対応報告の公開草案に対して寄せられたコメントの中には、本実務対応報告に定めている取引の概要の注記に関して、注記が必要とされる項目を列挙すべきとの意見があった。この点については、検討の結果、本実務対応報告の対象とする取引には多様なスキームが想定されることから、一律に詳細な注記事項を定めることは適切ではないと考えられ、注記が必要とされる項目の列挙は行わないこととした。</p>
<p>68. また、平成 25 年公表の本実務対応報告の公開草案に対して寄せられたコメントの中には、本実務対応報告が対象とする信託が、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」（以下「関連当事者会計基準」という。）で定める関連当事者に該当するかどうか、又は関連当事者との取引に関する開示が必要となるのかどうかについて、明確化を求める意見があった。この点については、本実務対応報告が対象とする信託は子会社又は関連会社に該当しないことを前提とすると、関連当事者会計基準第 5 項(3)①から⑩のいずれにも該当しないこと、及び、同基準第 25 項に記載されているように包括的な規定としての「その他の関連当事者」を設けなかった趣旨を踏まえると、関連当事者には該当しないものと考えられる。</p>	<p>68. また、本実務対応報告の公開草案に対して寄せられたコメントの中には、本実務対応報告が対象とする信託が、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」（以下「関連当事者会計基準」という。）で定める関連当事者に該当するかどうか、又は関連当事者との取引に関する開示が必要となるのかどうかについて、明確化を求める意見があった。この点については、本実務対応報告が対象とする信託は子会社又は関連会社に該当しないことを前提とすると、関連当事者会計基準第 5 項(3)①から⑩のいずれにも該当しないこと、及び、同基準第 25 項に記載されているように包括的な規定としての「その他の関連当事者」を設けなかった趣旨を踏まえると、関連当事者には該当しないものと考えられる。</p>
<p>69. さらに、平成 25 年公表の本実務対応報告の公開草案に対して寄せられたコメントの中には、関連当事者と本実務対応報告が対象とする信託との取引が、関連当事者会計基準第 10 項に定める開示対象となる関連当事者との取引に該当するかどうかについて、明確化を求める意見があった。この点については、本実務対応報告が対象とする取引は期末に総額法を適用することとしているが、必ずしも会社と信託を一体と捉えている訳ではない（第 32 項参照）。したがって、関連当事者と信託との取引は、関連当事者と会社との取引ではなく、関連当事者との取引に該当しないものと考えられる。</p>	<p>69. さらに、本実務対応報告の公開草案に対して寄せられたコメントの中には、関連当事者と本実務対応報告が対象とする信託との取引が、関連当事者会計基準第 10 項に定める開示対象となる関連当事者との取引に該当するかどうかについて、明確化を求める意見があった。この点については、本実務対応報告が対象とする取引は期末に総額法を適用することとしているが、必ずしも会社と信託を一体と捉えている訳ではない（第 32 項参照）。したがって、関連当事者と信託との取引は、関連当事者と会社との取引ではなく、関連当事者との取引に該当しないものと考えられる。</p>

改正後	改正前
<p><b>適用時期等</b></p> <p>70. <u>平成 25 年公表の本実務対応報告</u>は、適用にあたって一定の周知期間が必要と考えられるため、公表後一定の期間を経過した後に開始する事業年度の期首から適用することとした。しかしながら、<u>平成 25 年公表の本実務対応報告</u>が公表された時点から新たな定めに従った会計処理の採用を求める要請がある可能性を考慮し、公表後最初に終了する事業年度の期首又は四半期会計期間の期首からの適用を認めることとした。</p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>70. 本実務対応報告は、適用にあたって一定の周知期間が必要と考えられるため、公表後一定の期間を経過した後に開始する事業年度の期首から適用することとした。しかしながら、実務対応報告が公表された時点から新たな定めに従った会計処理の採用を求める要請がある可能性を考慮し、公表後最初に終了する事業年度の期首又は四半期会計期間の期首からの適用を認めることとした。</p>
<p>71. また、本件を当委員会において検討することとなった背景には、実務上生じている会計処理のばらつきをなくすことへの期待がある。本実務対応報告に定めた方法で、<u>平成 25 年公表の本実務対応報告適用前</u>に実施された会計処理を遡及的に修正することが、企業間の比較可能性の向上に資すると考えられる。</p>	<p>71. また、本件を当委員会において検討することとなった背景には、実務上生じている会計処理のばらつきをなくすことへの期待がある。本実務対応報告に定めた方法で、本実務対応報告適用前に実施された会計処理を遡及的に修正することが、企業間の比較可能性の向上に資すると考えられる。</p>
<p>72. しかしながら、本実務対応報告の範囲となる取引は一定期間にわたり継続する取引であり、取引の開始から数年経過している企業も多数あるという点などを考慮すると、<u>平成 25 年公表の本実務対応報告適用前</u>に実施された会計処理に遡及適用を求めることについては、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる。</p> <p>一方で、企業によっては新たな定めが公表されることにより、従前の処理を見直し比較可能性を図る要請もあると考えられる。</p>	<p>72. しかしながら、本実務対応報告の範囲となる取引は一定期間にわたり継続する取引であり、取引の開始から数年経過している企業も多数あるという点などを考慮すると、本実務対応報告適用前に実施された会計処理に遡及適用を求めることについては、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる。</p> <p>一方で、企業によっては新たな定めが公表されることにより、従前の処理を見直し比較可能性を図る要請もあると考えられる。</p>
<p>73. これらの点を踏まえ、<u>平成 25 年公表の本実務対応報告</u>は、既存の取引について、同報告が定める新たな会計方針の適用を行わないことができる旨の経過的な取扱いを定めることとした。</p> <p>ただし、その場合においても、当該取引が自己株式に関連するものであり、1株当たり情報に対する影響があることを考慮し、一定の注記を求めることとした。</p>	<p>73. これらの点を踏まえ、本実務対応報告は、既存の取引について、同報告が定める新たな会計方針の適用を行わないことができる旨の経過的な取扱いを定めることとした。</p> <p>ただし、その場合においても、当該取引が自己株式に関連するものであり、1株当たり情報に対する影響があることを考慮し、一定の注記を求めることとした。</p>

以上